

一 第一説

前田交渉委員等三名は同日午後三時自東京外一名は交渉  
條件を八ヶ條の一部承認の方を求めた解決スル迄未

一 第二説 (山崎案)

交渉委員等三名は同日午後三時自東京外一名は交渉  
下職工ノ就業方針を決定スル迄未

附嘆願事項

労働手続増額ノ件 (未決定)

一 皆勤者 (十五日間) 五人分

一 一日欠勤者 ( ) 三人分

一 二日欠 ( ) 二人分

一 第三説

昨日既の日に於て決議せし各工場長及任長が全部委員トナリ

交渉スル事

(七月二十日)

本社工部工場長任長は二名全名の前日引続き二十日午時  
決の事ニ合意。同日信夫任長トナリ十九日決議ニ基キ各自部  
下職工等主者ノ意見ヲ代表セルモノナルモ、勉シモ及委員会及合創ノ  
男、以テ之ヲ復リ已ニ憚リキ、意見ヲ同陳スルモノナク、結局採決ヲ投  
票ニ向ヒタルニ、決議ニオハ出テ席ニ在リ、各名中、熱心者  
僅ニ二名トシテ、決。前日大多教ヲ以テ可決シタル事ニ、又  
委員等僅ニ二十名トシテ、決。ラシ、委員等ハ役員入、前委員  
トナリ、西友取ノ一部ニテモ、承認ヲ依頼シ、同議決ヲ得、トスル  
ハ、未大多教ヲ以テ可決セリ

於是任長尾崎ヲ委員トシ、同議決ヲ最高幹部ニ対シ、各工場長  
任長一同三、餘名入全部委員トナリ、段ニ要求セル条件中一部ヲ